

異業種交流会「仙台青葉会」規約

第1条（名称）

本会は、「仙台青葉会」（通称：青葉会）という。

第2条（組織範囲）

本会の組織範囲は、宮城県とその周辺地域とし、本部を仙台市に置く。

第3条（目的）

会員の自主的な努力によって、相互に学び合い、新しいビジネスの開拓とビジネスパートナーの構築を目指す。

第4条（事業）

本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- （1） 会員相互の経験、知識、技術、情報、経済等の交流を促進し、親睦を深める。
- （2） 各種のイベント、研修会等を開催する。
- （3） 各種の情報の提供、その他の広報活動、寄付活動、地域ボランティア等を行う。
- （4） その他

第5条（会員の資格）

本会の趣旨に賛同する次の者を会員とする。

- (1) 経営者
- (2) 責任のある役職者またはそれを目指す者

会員は本会の組織範囲において、本社または事業所を置くものに限られる。

会員は例会および運営に積極的に参加する義務を負う。

第6条（業種重複の制限）

会員は1業種1名までとし、既に入会済の業種の参加については、原則として新たに入会を認めない。

ただし、本規約を定める前からの会員についてはこの限りではない。

また、既に入会済業種の会員が例会等の出席に満たない場合など、積極的な会の運営を阻害するような場合は、役員会の協議を経て新たに同業種会員の入会を認めることができる。

（入会審査にかかる業種については、別紙区分表小分類を基準とし役員会で協議承認を行う）

第7条（会員資格の期限・更新）

会員資格は1年更新とし、更新基準は例会の2分の1以上の参加とする。

第8条（会員の種別）

会員の資格は次のとおりとする。

- (1) 個人会員（登録された個人のみ例会等の参加可能）
- (2) 法人会員（登録された法人の役員・社員等で、代理人の追加登録可能）

第9条（入会）

本会に入会しようとする者は、会員の推薦を得て、入会申込書に入会申込金・会費を添えて申込み、役員会の承認を得なければならない。

第10条（入会金・会費）

会員は、定められた入会金・会費を負担する。年会費の納入方法は年度ごとに前納し、既に支払った会費は払戻しない。入会金・会費については次のとおりとする。

（1） 入会金 金10,000円

（2） 会費 個人会員 金20,000円（年度途中の場合は月割りとする）

法人会員 金40,000円（年度途中の場合は月割りとする）

第11条（例会）

本会は月に1回以上例会を開催する。開催する場所・予算は例会担当の部会が担当し、例会の会費については、都度集金するものとする。

例会の参加回数が規定に満たない場合は、会員の資格を失う場合がある。

第12条（休会、退会、退籍、除籍）

（1） 休会 原則として休会は認めないが、会員が病気等により、会の活動に参加できな

い場合は、休会届を提出し、役員会の承認を得て、健康等が回復するまで休会するこ

とができる。

(2) 退会 本会を退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

(3) 退籍 会社の倒産および自己破産、死亡および重度障害の場合は退籍とする。

また、年度ごとの例会出席が2分の1に満たない場合は退籍とする。

(4) 除籍 著しく会の名誉を傷つけ、会の事業を阻害したときは、役員会の承認を得て

除籍することができる。

例会出席を2回以上無断欠席した場合は、役員会の承認を得て除籍することができる。

除籍対象者には通知文を送付し送付後除籍とする。除籍者は全会員に告知する。

第13条（機関）

本会に次の機関を設ける。各会議は、構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、

決議は全会一致を目指して討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとする。

(1) 総会 総会は本会の最高決議機関で全員をもって構成する。定期総会は年1回開催

し、臨時総会は役員会の決定により開催する。

次の事項は総会に諮らなければならない。

① 役員を選任

② 予算及び決算

③ 年度の活動方針および活動報告

④ 本規約の改正

⑤ 役員会の報告およびその他重要事項

(2) 役員会 役員会は役員をもって構成する。役員会は総会に次ぐ決議機関であり、総会の決議を具体化し活動を推進する。本会の事業は役員会が決議し執行する。役員会の招集は会長が決定し開催する。

(3) 各部会 部会は、例会を開催する1部会とイベント等を開催する2部会で構成する。会員は1部会または2部会または事務局に所属することとし、その活動を積極的に行う。

第14条 (役員)

本会に次の役員を置く。(会長・副会長・事務局長・副事務局長・会計・監事・部会長)

なお、会長は役員会の承認を得て必要に応じて顧問を置くことができる。

役員を選任は総会で行う。任期は原則2年(部会長については1年)とし、定期総会までとする。ただし、退会や辞任等による年度途中における欠員補充は役員会で行い、その任期は残任期間とする。

会長および事務局長の年度途中の代理は副会長および副事務局長が行う。

役員の再任は総会の決定に基づき行い、再任を妨げないものとする。

(1) 会長 1名 会務の全般を統括し、内外に会を代表する。

(2) 副会長 1名 会長を補佐し活動を推進する。また必要に応じて会長を代理する。

(3) 事務局長 1名 会の事務全般を統括実行する。

(4) 副事務局長 2名以内 事務局長を補佐し活動を推進する。

(5) 会計 1名 会計事務を行う。

(6) 監事 2名以内 会計および各活動を監査する。他の役員との兼任を可とする。

(7) 部会長 各1名 各部会の活動を統括実行する。

(8) 顧問 若干名 役員会に出席し、意見を述べることができる。

第15条 (事務局)

会の運営を円滑に行うため事務局を設ける。事務局の場所は原則事務局長の勤務先とする。事務局員の採用、任免、待遇については会長の発議によって役員会が決定する。事務局長は事務局員を指導し、日常業務を執行する。事務局長は1名、副事務局長は2名以内を置き、両者とも会員でなければならない。

第16条 (財政)

この会の財政は、入会金・会費・特別会費・寄付金・その他の収入で運営する。

第17条 (会計年度)

会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第18条 (慶弔規約)

会員の慶事・弔事には慶弔金を支給することができる。

第19条 (実施の年月日)

本規約については、令和2年4月1日より実施する。

第20条（その他）

本規約に定められていない事項については、役員会にて決定する。

令和2年4月1日 制定

令和4年4月1日 改訂

令和5年4月1日 改訂